

福島医発第1525号(地)

平成16年11月19日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



新潟県等における急性脳炎について

時下 貴職益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきましては、「新潟県等における急性脳炎の検体の保管について」福島医発第1357号(平成16年10月29日付)をもって、急性脳炎(疑義が払拭できない者を含む)の感染症発生動向及び原因(感染症の疑義の払拭を含む)を明らかにするため、検体の保管をお願いしておりますが、今後も引続き保管をお願いするとともに、別添「急性脳症の集団発生に関する検体取扱い要領」に基づく取扱いを求める旨、福岡県保健福祉部より通知がありましたのでお知らせいたします。

また、「新潟県等における急性脳炎の発生について」福島医発第1342号(平成16年10月26日付)にて、標記事例を診察した場合、直ちに届出いただくようお願いをしておりますが、本通知をもってその取扱いを解除し、通常の7日以内の届出とされるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会管下医療機関等への周知ならびにご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和



「公印省略」

16健第 3085号

平成16年11月16日

社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課結核感染症係)

新潟県等における急性脳炎について

標記については、「新潟県等における急性脳炎の検体の保管について」（平成16年10月26日健第2839号 保健福祉部健康対策課長通知）において、急性脳炎（疑義が払拭できない者を含む）の感染症の発生動向及び原因（感染症の疑義の払拭を含む。）を明らかにするため、標記検体について保管をお願いしていたところですが、今後も引き続き保管をお願いするとともに、別添「急性脳症の集団発生に関する検体取扱い要領」に基づく取扱いをお願いいたします。

また、「新潟県等における急性脳炎について」（平成16年10月22日健第2790号 保健福祉部健康対策課長通知）により、標記事例を診察した場合、直ちに届出するよう依頼をしていたところですが、本通知をもってその取扱いを解除し、通常の7日以内の届出とすることとしますので貴会員への周知及び対応をお願いいたします。

写

健感発第 1109001 号

平成 16 年 11 月 9 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

新潟県等における急性脳炎について（指示）

標記に関しては、平成 16 年 10 月 25 日健感発第 1025001 号本職通知により、検体の保管を指示しているところであるが、新潟県等における急性脳炎の原因を明らかにするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による重要と認められる報告として、同令第 8 条第 2 項に規定する検体を添付して報告するよう指示します。

また、今回報告の対象なのは、当該急性脳炎の疑いがあるものとして届出のあった患者に係るものとし、検体の送付方法等については、別添の「急性脳症の集団発生に関する検体取扱い要領」により国立感染症研究所あてに送付してください。

なお、平成 16 年 10 月 22 日健感発第 1022002 号本職通知により、診察した場合、直ちに届出するよう依頼しているところですが、本通知をもってその取扱いを解除し、通常の 7 日以内の届出とすることとしますので関係機関への周知及び対応を要請します。

急性脳症の集団発生に関する検体取扱い要領

国立感染症研究所感染症情報センター

急性脳炎/急性脳症疑い症例の発生においては、医療機関及び臨床検査所、必要に応じた地方衛生研究所等で通常実施可能な検査を行い、可能な限り微生物学的検索を実施する事が基本である。これには病原体分離、遺伝子検索、抗体検査等が含まれるが、当面使用予定のない検体に関しては、散逸を防ぐ目的で一括管理が望ましい。地方衛生研究所等で使用予定分の検体を確保の上、下記の要領で残りを送付して頂きたい。

1 検体採取方針

- 1) 検体採取にあたっては行政上及び調査・研究目的への協力を被験者（被験者が小児等未成年の場合はその保護者）に十分説明の上、インフォームド・コンセントを得た上で実施することとする。
- 2) 送付頂いた検体については、当該疾患の原因究明に必要な検査の種類、検査方法が確定するまで保存することを原則とし、検査及び研究目的に使用する場合は、検体送付機関、自治体に連絡し、双方共に了解の上で検討することとする。
- 3) 検体は当該疾患の原因究明以外の目的には使用しないこととする。

2 検体の輸送方法

- 1) 全ての検体について、
(ア)輸送前にまず下記に電話で連絡し、送付の日程等を確認することとする。検体の輸送は、送付するか、持参するものとする。検体の搬入は、原則として土日祝日を除く午前中着とする。

連絡先・検体送付先

〒162 - 8640 東京都新宿区戸山 1 - 2 3 - 1

国立感染症研究所感染症情報センター第三室（担当：佐藤、新井、荒木、多屋）

TEL：03-5285-1111（内線 2536、2562）

FAX：03-5285-1129

E-mail：yosoku@nih.go.jp

- (イ)検体採取後48時間以内に感染研に輸送する場合には、検体採取後直ちに冷蔵庫に保存し、4℃（保冷剤）で輸送する。
- (ウ)検体採取後48時間以内に輸送することが不可能な場合は、検体採取後直ちに施設内で-70℃以下の冷凍庫に保存し、冷凍（ドライアイス）にて輸送する。
* ドライアイスは密閉した容器に入れないこと。

* 検体送付に関する 3 重容器は、最寄りの業者から購入するなどして対応することとする。3 重容器等に関する情報は、SARS の際に利用した、以下 PDF ファイルを参照することとする。

* <http://idsc.nih.go.jp/disease/sars/info/MailingBox2.4.pdf>

- 2) 感染研への送付検体については、検体を入れた容器に検体No、都道府県名、患者氏名(イニシャル可)、検体採取年月日を油性インクで直接明記し、その上を透明ビニールテープ等で覆い、消えないようにする。
- 3) 検体の送付に際し、その概略を記入した検体送付票(様式 1)及び検体番号を記入した送付検体一覧表(様式 2)を検体と同時に送付すること。

3 検体の採取・保存方法

- 1) 血清： 血液は血清(あるいは血漿)に分離した後、滅菌済みのスクリーキャップ付きポリプロピレン製小アンプルに小分けして入れ、蓋をした後、さらにパラフィルムにてシールする。急性期血清は発症 10 日以内に、回復期血清は発症後 2~3 週以降に採取したペアで送付する。できれば、1 週間毎など可能な限り多くの病日の血清を保存し、同時に送付していただくことが望まれる。
- 2) 髄液： 髄液は、滅菌済みのスクリーキャップ付きポリプロピレン製小アンプルに入れ、蓋をした後、さらにパラフィルムにてシールする。髄液検体は極めて貴重であるため、可能な限り急性期に採取し、小分けした後、-70℃以下に保存する。できれば、髄液検査の度に一部保存し、同時に送付していただくことが望まれる。
- 3) 鼻咽頭拭い液あるいは鼻咽頭洗浄液/吸引液： 通常の方法にて、鼻咽頭拭い液の場合には両方の鼻孔内を、口腔鼻咽頭拭い液の場合には咽頭後壁および扁桃領域を拭い、スワブを 2ml [注：綿棒が乾燥する状態や、大量の液体に浸した状態ではウイルスの検出が困難になる。1.5~2 ml であれば綿棒が適度に液体に浸る程度となり、ウイルスの検出に最適である。] のウイルス輸送液体培地(ない場合は生理食塩水)を入れたスクリーキャップ付きプラスチックチューブに入れ、柄を折りとったのち、蓋をし、さらにパラフィルムにてシールする。洗浄液/吸引液の場合には、1~1.5ml の生理食塩液を鼻腔内に注入し、その後鼻咽頭分泌物を吸引する。もう一方の鼻孔についても同様に行い、吸引液はスクリーキャップ付きプラスチックチューブに入れ、蓋をした後、さらにパラフィルムにてシールする。
- 4) 便： 10~50ml の便を 50ml の生食に懸濁し、遠心分離後、上清 2~3ml をスクリーキャップ付きプラスチックチューブに入れ、蓋をした後、さらにパラフィルムにてシールし、ビニール袋にいれる。便は発症 1 カ月以内に 2 日間連続して採取することとする。
- 5) 尿： 50ml の尿を遠心分離し、沈査を 2~3ml の上清に懸濁させ、スクリーキャップ付きプラスチックチューブに入れ、蓋をした後、さらにパラフィルムにてシールする。

(様式 1)

検 体 送 付 票

機 関 名

検体の種類（検体数）

(様式 2)

(枚のうち 枚目)

送付検体一覧表

都道府 県名		送 付 機 関名		担当者名	
-----------	--	-------------	--	------	--

検体番号		検体 の種 類(必 須)	患者 氏名 (イ ニシ ャル 可)	年 齢	性 別	検体採取 年月日 (必須)	当該疾患 の発症年 月日	備考
() 保存 番号	検体 No. (必須)							

- () 1 () については記入しないこと
- 2 「検体 No.」欄は、1 容器毎にラベリングし、容器毎に別の No. とすること
- 3 年齢、性別、当該疾患の発症年月日はできる限り記載のこと。